

岡山・倉敷民商弾圧事件（襦屋裁判）
証人尋問で襦屋さんの無実が明白。裁判所は無罪判決を出してください。

岡山地方裁判所第1刑事部
裁判長 三澤節史様

【要請の趣旨】
倉敷民主商工会（民商）事務局員の襦屋町子さんは、2014年、法人税法違反（脱税）ほう助と税理士法違反で起訴されました。襦屋さんは無実を訴え、428日間も身柄を拘束され、自白を強要されました。これは冤罪を生み出す典型的な人質司法です。
私たちは、この事件は①検察が事実をねじ曲げてでっち上げた冤罪事件である、②長年、消費税に反対し、税務行政の改善を訴えてきた民主商工会を狙った弾圧事件である、と主張してきました。そのことが、これまでの証人尋問によって裏付けられました。

●民商を敵視した不公正な捜索
脱税の疑いで捜索にあたった国税査察官らの証言で、脱税をしたとされた建設会社の捜索ではパソコンは1台も押収せず、一方、民商事務所の捜索では、11台のパソコンを押収し、さらに脱税とは関係ない会員名簿など民商の組織に関わる資料を大量に押収するなど違法な捜索の実態が明らかになりました。

●襦屋さんは「告発していない」「参考人」と査察官が証言
当時の国税査察官の責任者が「法人税法違反でも税理士法違反でも（襦屋さんを）告発していない」「襦屋さんは参考人」と証言しました。通常、脱税事件では、国税局の告発を受け検察が起訴します。この事件では告発のないまま、検察が無理やり起訴したことが明らかになりました。

●脱税したとされた建設会社関係者が「脱税を頼んでいない」と否定
一審有罪判決では、建設会社の社長の妻（会計責任者）から頼まれて、襦屋さんが脱税を手伝ったことになっています。しかし差し戻し審で社長の妻は、襦屋さんに「脱税を頼んでいない」と明確に証言しました。
以上の事実、襦屋さんに対する有罪の根拠が根底から崩壊したことを示すものであり、すみやかに無罪判決が出されるべきです。

【要請事項】
一、襦屋町子さんと弁護団の主張に真摯に向き合い、公正な裁判によって襦屋町子さんに無罪判決を言い渡すよう求めます。

氏 名	住 所

【署名の送り先】
倉敷民商を支える会
日本国民救援会岡山県本部
〒710-0038 岡山県倉敷市新田1294 倉敷民主商工会内
〒700-0054 岡山県岡山市北区下伊福西町1-53
TEL086-426-1578
TEL086-254-2799